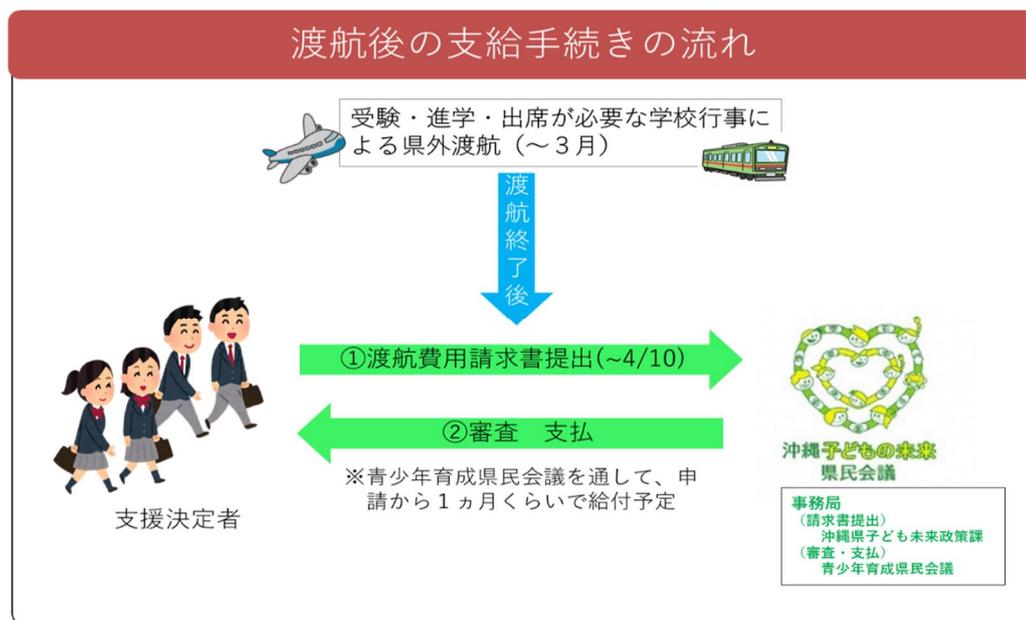


令和5年度県外大学等進学サポート事業

渡航費用請求から給付までの手続きについての手引き

1 渡航後の流れについて

渡航後から給付までの流れは以下のとおりです。(下図参照)



2 必要な提出書類

次に掲げる書類を沖縄子どもの未来県民会議事務局（沖縄県子ども未来政策課）へ提出してください。

- (1) 県外大学等進学サポート事業渡航費用（精算払）請求書（様式第5号）
 - (2) **通帳の写し（銀行、支店名、口座番号、名義が記載されているページ）**
 - (3) 交通費 内訳（別紙1）
 - (4) 宿泊費 内訳（別紙2）
 - (5) 県外大学等の受験又は進学を証明する書類（別紙3に添付）
 - 例1 受験の証明→検定料の領収書、受験票（受験者氏名、受験地が記載されているもの）
 - 例2 進学時→進学する県外大学等の合格通知書
 - (6) 出席必須行事及び旅費不支給証明（様式第6号）※申請する人のみ
 - (7) 合格後の進学先の行事参加にかかる書類（別紙4）※(6)を提出する場合のみ
 - (8) **渡航時に支払った費用の領収書原本**（別紙5に添付）
- ※(3)~(8)は1回の渡航ごとにまとめて提出してください。

3 書類の提出方法・提出先

(1) 書類の提出方法

ア 郵送

「一般書留」又は「簡易書留」にてお送りください。(提出期限当日消印有効)

イ 直接持参

提出期限当日 17 時必着

(2) 書類の提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 (県庁 3 階)
沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課
(沖縄子どもの未来県民会議事務局 県外大学等進学サポート事業担当あて)
TEL : 098-866-2100 e-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp

4 提出期限

令和 6 年 4 月 10 日 (水) **※直接持参の場合期限当日 17 時必着**

5 給付内容

以下に掲げる費用が対象となります。

(1) 交通費 (航空賃、船賃、新幹線料金)

- ① 渡航複数回分の費用請求可能。但し、進学時は片道分のみ請求可能。
- ② 1 乗車 1,000 円以上の長距離バスや特急電車など (以下、「乗車賃」という。) は、領収書等 (乗車日、料金がわかるもの) の添付があれば請求可能。

(2) 宿泊費

(3) 旅行雑費 (1 乗車 1,000 円未満のバスや電車等の費用) 1 日 1,000 円

※(1)で 1 乗車 1,000 円以上の乗車賃を請求する場合、請求した日の旅行雑費は 500 円とする。

※基本的にタクシー賃は給付対象に含まれません。

支給は支給決定者一人につき、上限 10 万円となります。10 万円を超える費用については、自己負担となります。

6 給付の時期・給付の方法

(1) 給付の時期

おおよそ翌年 3 月下旬～ 4 月下旬の期間内に給付予定です。

(2) 給付方法

沖縄県青少年育成県民会議 (給付事務担当) を通じて 支援者本人又は保護者等の口座に直接振込みます。

7 注意事項

(1) 支援の辞退について

支援選定結果通知の交付を受けた後、諸事情により本事業の支援を辞退する場合、速やかに沖縄県子ども未来政策課へ報告し、辞退届（様式第4号）を提出してください。

※辞退届の様式は渡航費用請求書と同封してあります。紛失した場合、沖縄県子ども未来政策課のホームページにデータを掲載しているので各自ダウンロードしてください。

(2) 支援対象者について

支援の対象は原則として本人のみとします。

(3) 渡航費用給付について

前述の通り、渡航費用の給付事務については沖縄県青少年育成県民会議が行います。渡航費用請求時の書類に疑義や不備等があった場合、沖縄県青少年育成県民会議から確認の連絡を行う場合があります。

公益社団法人 沖縄県青少年育成県民会議（沖縄県三重城合同庁舎4階）

TEL : 098-861-3463 FAX : 098-861-3473

e-mail : nobinobi@mco.ne.jp 担当 : 眞座

8 支援の廃止について

次のいずれかに該当する場合は、支援を廃止することがあります。

- (1) 死亡したとき
- (2) 支援を受けることを辞退したとき
- (3) その他支援の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

9 支援の取消について

次のいずれかに該当した場合は、支援を取消し、給付した渡航費用の一部又は全部の返還を求めることがあります。

- (1) 申請書類等に虚偽の記載があると判明したとき
- (2) 給付した渡航費用を目的外に利用していることが判明したとき
- (4) その他対象者としてふさわしくない非違行為があったとき

10 お問い合わせ

ご不明な点がありましたら、下記の連絡先までお願いします。

沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課（沖縄子どもの未来県民会議事務局）

TEL : 098-866-2100 e-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp